平成２４年（フ）第３００９号
埼玉県三郷市彦成４丁目５－７－201
債務者　平松由喜夫
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０１０号
埼玉県入間市大字新久456－９
債務者　千葉　隼人
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０１１号
神奈川県川崎市高津区千年437－８
債務者　野村ゆかり（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０２６号
東京都世田谷区代沢２丁目７番10号
債務者　佐藤惠美子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０２８号
東京都武蔵村山市学園１丁目80－５
債務者　篠原　裕子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０３２号
東京都板橋区徳丸１丁目27－36－101
債務者　松原　正子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０３９号
東京都大田区田園調布南19－３－401
債務者　姫野　　仁
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０４１号
東京都港区台場１丁目３－３－405
債務者　日吉真佐江
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０４２号
神奈川県川崎市川崎区追分町14－２－101
債務者　濱田　　茂
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０４３号
神奈川県横浜市青葉区荏田西４丁目７－10－103
債務者　安村　芳映
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０４９号
神奈川県横浜市港北区新横浜３丁目21－２－910
債務者　柳田裕太郎
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０５６号
神奈川県川崎市中原区今井西町171－101
債務者　岡崎安希子（旧名一江）
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０５７号
千葉県佐倉市井野1067－18－201
債務者　加藤　貞夫
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０５８号
東京都板橋区大山東町６－７－106
債務者　永井　良明
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０６４号
東京都荒川区東尾久３丁目12－６－202
債務者　小林　春男
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部